

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

文書提出命令申立書

2017(平成29)年9月 日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博		盛
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江 弘	美
同 弁護士	金		敏	寛
同 弁護士	池		上	遊
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	松	本	知	佳
同 弁護士	尾	崎	英	司
同 弁護士	朴		憲	浩

頭書事件について、原告らは、次のとおり文書提出命令の申立をする。

第1 文書の表示

- 1 和田勝行・初等中等局財務課高校修学支援室長（平成22年7月30日から平成24年10月30日まで）が同室長の退任に際して、九州朝鮮高校に対する無償化法の適用の可否に関して検討した内容を作成した文書
- 2 平成25年2月20日の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給にかかる法律施行規則の一部を改正する省令」の制定と規則ハ号の削除を決定した省議の立案基礎文書及びその検討に関する調査研究文書並びに提出された資料
- 3 平成25年2月20日の本件不指定処分に関する立案の検討に関する不利益処分をするための過程が記録された文書

第2 文書の趣旨

1 文書1について

和田勝行室長が、行政行為の継続性の観点から室長を退任する際、九州朝鮮高校に関する無償化法の適用の可否に関して検討した内容を記載した文書であり、これに基づいて後任の室長（水田功）が従前の取り組みを確認し、事後の検討により新旧の対照表を作成するものである。

2 文書2について

被告・文部科学省が「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給にかかる法律施行規則の一部を改正する省令」の制定と規則ハ号の削除を決定した際の省議の決定に関する立案の検討その他の重要な経緯を記録したもの。

3 文書3について

被告・文部科学省が本件不指定処分を決定した際の省議の決定に関する立案の検討その他の重要な経緯を記録したもの。

第3 文書の所持者

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

被告・文部科学省

第4 証明すべき事実

- 1 被告文部科学省内において、九州朝鮮高校に対し、無償化法を適用する方針であったこと。
- 2 被告が、政治外交目的を理由として、九州朝鮮高校を無償化法の対象から除外したこと。

第5 文書提出義務の原因及び必要性

- 1 文書の表示にかかる各文書は、民事訴訟法第220条4号所定の除外事由のいずれにも該当せず、同条3号に該当する文書であるため、所持者である被告（文部科学省）は、各文書の提出義務を負っている。
- 2 原告らが、被告が拉致問題等の政治外交上の理由に基づき、規則ハ号削除及び本件不指定処分を行ったと主張するのに対して、被告は、ハ号削除及び本件不指定処分は政治外交上の理由によるものではなく、九州朝鮮高校について、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことが、その主たる理由であると主張する。

原告ら及び被告の主張の対立から明らかなように、ハ号削除及び本件不指定処分の理由が、政治外交上の理由であるのか否かは、本件訴訟の最も重要

な争点の一つである。

なお、ハ号削除について、2017年7月28日、大阪地方裁判所は、本件と同種の訴訟において、被告がハ号を削除した理由は政治外交上の理由に基づくものであると認定した。本件と同種の訴訟は東京地方裁判所でも係属しており、同訴訟は、2017年5月16日に結審し、同年9月13日に判決言渡期日が指定されていたところ、被告は、上記大阪地裁の判決を受けて、同年9月1日付で、東京訴訟において口頭弁論再開の申立を行っていることから、ハ号削除及び本件不指定処分の理由が政治外交目的を理由とするものであるか否かは、被告においても最も重要な争点として理解しているものと思われる。

被告の「朝鮮高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかった」という主張について、どのような判断基準の下に、どのような事実を認定してそのような結論に至ったのか、原告らが再三にわたって釈明を求めたにもかかわらず、被告はこれにまともに答えられないばかりか、不透明な部分が大きい。

原告らは、被告によるハ号削除及び本件不指定処分は政治外交上の理由に基づくものであると主張するものであるが、これを証明するためには、本件各文書の開示を受けることは必要不可欠である。

よって、本申立に及んだ次第である。

なお、文部科学省の定める行政文書の保存基準によれば、文書2にかかる保存期間は10年であり、文書3にかかる保存期間は5年である。

以上